

苦情処理措置および紛争解決措置について

岩手ふるさと農業協同組合

苦情処理措置の概要

平成30年 7月 1日現在

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンク・JA共済に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、信用共済事業に係る相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本店金融課	0197-41-5202	本店共済事務課	0197-41-5204
奥州市役所本庁支店	0197-51-6717	水沢中央支店	0197-23-4852
大手通り支店	0197-23-5146	水沢南支店	0197-26-2111
前沢支店	0197-56-2151	金ヶ崎支店	0197-42-2141
金ヶ崎中央支店	0197-43-2426	胆沢支店	0197-47-0211
衣川支店	0197-52-3211		

上記本支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

相談・苦情等受付窓口 リスク管理室
電話番号：0197-41-5219
電子メール：当組合ホームページのメールフォームでのお問い合わせをご利用ください。

受付時間：午前9時～午後5時（休業日を除く）

4 外部機関に解決を依頼します。

J Aバンクに関するご相談・苦情等をJ Aバンク相談所で、また、J A共済に関するご相談・苦情等をJ A共済相談受付センターでお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等お問合わせにつきましては、お答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

J Aバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

J A共済相談受付センター

(J A共済連 全国本部)

電話番号：0120-536-093

受付時間：9：00～18：00

(月～金曜日)

9：00～17：00

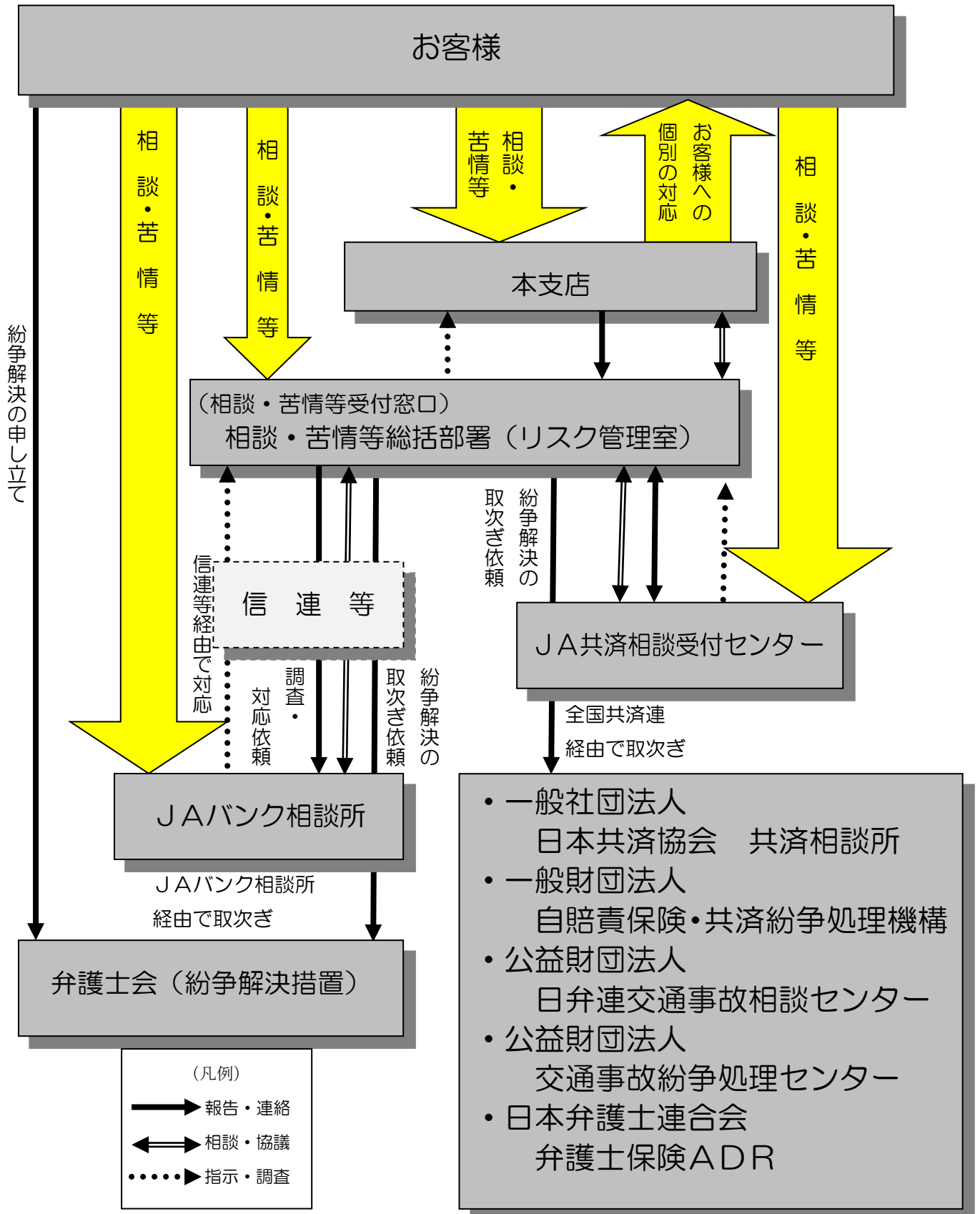
(土曜日)

※ 日曜日・祝日および12月29日～
1月3日を除きます。

※ メンテナンス等により予告なく変更
する場合があります。

※ 電話番号をおかけ間違いのないよう
ご注意ください。

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用しています。



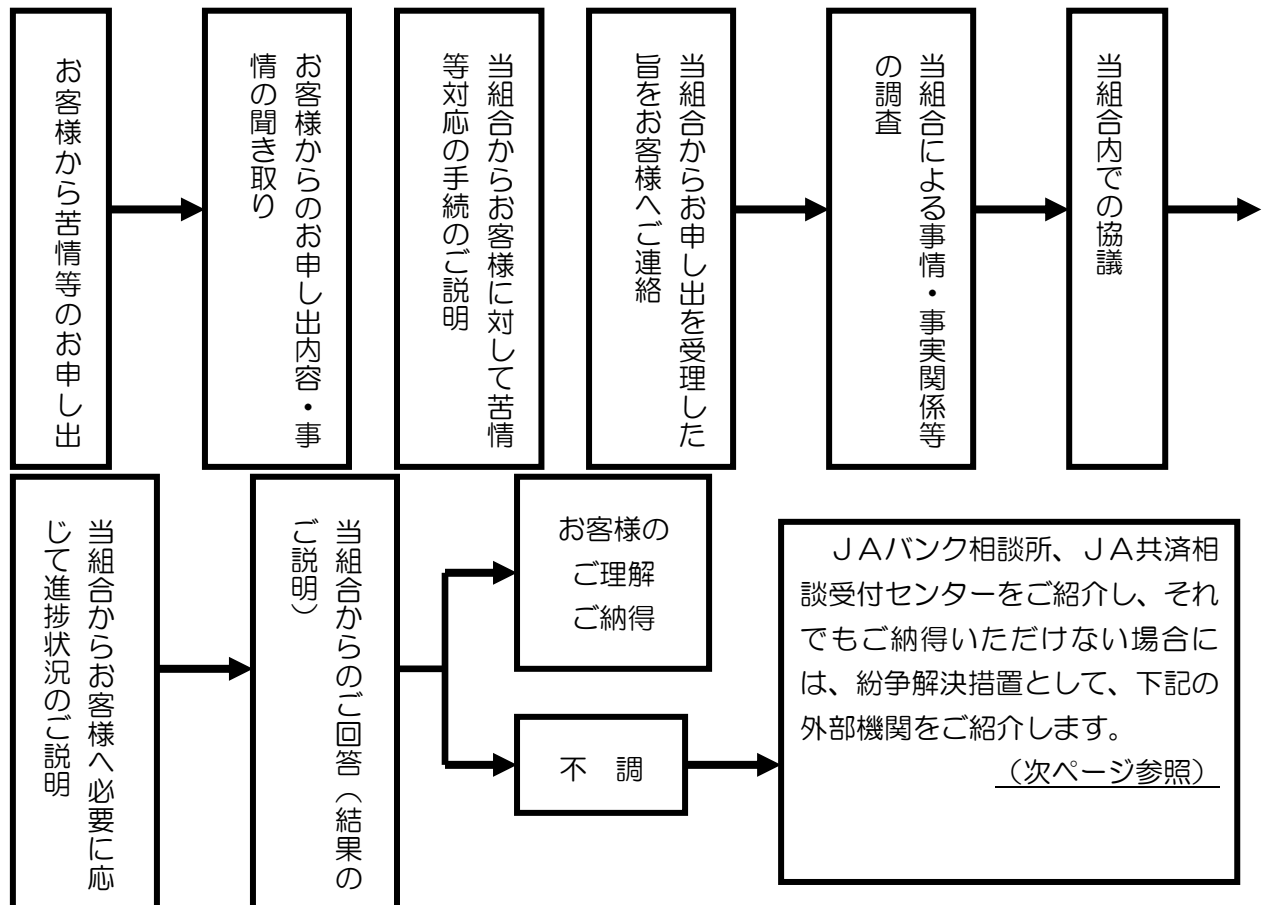
お客様からの信用共済事業にかかるお申し出に対する対応について

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

岩手ふるさと農業協同組合

- 1 お客様からの信用共済事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支店で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合では、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 お客様のご納得のいく解決に至らない場合は、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介するとともに、その標準的な手順の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続きが継続している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手順の流れ]



苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

○JAバンク

1. 仙台弁護士会 紛争解決支援センター <http://www.senben.org/center>
弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、斡旋又は仲裁により紛争解決業務を行います。JAバンク相談所は、弁護士会等と提携しており、お客様はJAバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。
〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号（仙台弁護士会館内）
電話番号：022-223-1005

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、以下組合の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

JA岩手ふるさと相談・苦情等受付窓口

電話番号：0197-41-5219

受付時間：午前9時～午後5時

（休業日を除く）

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

○JA共済

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
<http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
一般財団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。（自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。）
一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用に関する法律」（ADR促進法）に基づく法務大臣の認証を取得しております。（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）
電話番号：03-5368-5757
受付時間：9：00～17：00
（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）
2. 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>
自賠償共済の支払いに関して、万一にもご納得いただけなかったのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠償共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。
※ 連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.icstad.or.jp>
公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

5. 日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったときのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続（和解斡旋手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。

※ 連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

当組合は外部機関の紛争解決手続係属中も、お客様に、必要に応じて資料のご提供やご説明を行います。

外部機関による紛争解決については、訴訟になる場合があります。